

# 介護老人保健施設入所重要事項説明書

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 寿桂苑  
開設年月日 平成 6 年 12 月 8 日  
所在地 茨城県坂東市沓掛 4527-1  
電話番号 0297-44-2345 FAX 番号 0297-44-2800  
管理者名 櫻井 祐成  
介護保険指定番号 介護老人保健施設(0854380029 号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### <介護老人保健施設寿桂苑の運営方針>

「介護老人保健施設の基本理念に則り、利用者の特性に応じたケアを展開するために、個々の個性を尊重し、精神、身体面だけでなく日常生活面まで幅広い評価を客観的に行いながら、家庭復帰を目標に処遇を行う。退所後も退所者やその家族に対して様々な在宅支援サービスを行う。行事レクリエーション、クラブ、そしてボランティア慰問など、地域とのコミュニケーションを図りながら楽しい生活の場となるよう努めます。」

### (3) 施設の職員体制

	常 勤	非 常 勤	夜 間
医 師	1	—	—
薬 剤 師	—	1	—
看護職員	11	1	1
介護職員	20	11	3
支援相談員	3	—	—
理学療法士	2	1	—
作業療法士	1	2	—
音楽療法士	1	1	—
管理栄養士	1	—	—
介護支援専門員	1	1	—
事務職員	3	—	—

### (4) 入所定員等

- ・定員 100 名(うち認知症専門棟 0 名)
- ・療養室 個室 40 室 4 人室 15 室

### (5) 通所定員 40 名

## 2. 介護保健施設サービスについて

### (1) 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### (2) 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

- ◇医療： 介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇機能訓練： 原則として機能訓練ホールにて行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇栄養管理： 心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇生活サービス： 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活して頂けるよう、常に利用者の立場に立って運営していきます。

### (3) 利用料金

【地域区分単価】(7級地) 1単位あたり 10.14 円

(i) 基本料金(1日当たりの自己負担額です)

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また所得に応じて負担割合も異なります。)

#### a. 従来型個室

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
要介護1	717 単位	1,434 単位	2,151 単位
要介護2	763 単位	1,526 単位	2,289 単位
要介護3	828 単位	1,656 単位	2,484 単位
要介護4	883 単位	1,766 単位	2,649 単位
要介護5	932 単位	1,864 単位	2,796 単位

#### b. 多床室

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
要介護1	793 単位	1,586 単位	2,379 単位
要介護2	843 単位	1,686 単位	2,529 単位
要介護3	908 単位	1,816 単位	2,724 単位
要介護4	961 単位	1,922 単位	2,883 単位
要介護5	1,012 単位	2,024 単位	3,036 単位

(ii) その他の料金(1日当たりの料金です)

- ① 食費 1,600 円
- ② 居住費 従来型個室 1,640 円  
多床室 370 円
- ③ 日常生活費 300 円
- ④ 教養娯楽費 100 円
- ⑤ 電気代差額(1日あたり) 110 円税込
- ⑥ 洗濯代(1回) 550 円税込
- ⑦ 緊急時・臨時洗濯代(1回) 330 円税込

- ⑧ 文書料
- ⑨ 理美容代 実費(2,200円～3,300円程度)
- ⑩ その他(別途資料をご覧ください)

880 ～ 5,500 円税込

### 3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
  - 朝食 8時00分 ～ 9時00分
  - 昼食 12時00分 ～ 13時00分
  - 夕食 18時00分 ～ 19時00分
- ③ 口腔ケアの実施
- ④ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑦ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので具体的にご相談ください。

### 4. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

### 5. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、個人情報の利用目的(個人情報保護について記載)については、当施設は利用者及び保証人から同意を得た上で行うこととします。また、これらは利用終了後も同様の取り扱いとします。

### 6. 協力医療機関等

- ・協力医療機関 医療法人清風会 ホスピタル坂東  
茨城県坂東市沓掛 411
- ・協力歯科医療機関 医療法人清風会 ホスピタル坂東歯科  
茨城県坂東市沓掛 411

### 7. 緊急時の対応

当施設は入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。但し、緊急時対応については、当施設は入所者及び保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

当施設は入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

また、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 8. 事故発生時の対応

事業者は、入所者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービスの提供に伴って、事業者又は従業員の責めに帰すべき事由により入所者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

### 9. 施設利用に当たっての留意事項

#### 〔療養管理〕

- ・治療上のことは、医師、看護師の指示に従って下さい。また、服薬管理は、医師の指示のもと看護師が行いますので、その指示に従って下さい。
- ・身の回りの世話等は、介護員に頼んで下さい。
- ・心配、相談等がありましたら、支援相談員にお話し下さい。
- ・病気や施設の都合で、部屋を変わったり、他の病院へ移ったりしていただくことがあります。予めご了承下さい。
- ・職員の指示や指導に従わず、施設の秩序維持が困難と判断した場合は、退所していただくことがあります。

#### 〔面会〕

- ・面会時間 8:30～20:00
- ・面会の際は、備え付けの面会票にご記入ください。

#### 〔外出・外泊〕

- ・外出及び外泊の際は、外泊出先、用件、帰苑予定時間を届出てください。
- ・必要に応じて、ご家族の方に外出及び外泊をお願いすることがあります。

#### 〔喫煙〕

- ・敷地内は全面禁煙となります。

#### 〔器具機器・備品の利用〕

- ・器具機器、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
- ・電気器具を持ち込み使用する際は許可が必要です。

#### 〔持込品〕

- ・飲食物の持ち込む際は職員にお声掛けください。保存の効かないものは衛生上、面会時に飲食してください。
- ・危険物(マッチ、ライター、ナイフ、紐類)の持込は施設長の許可を得てください。
- ・カメラ及びビデオカメラを持ち込む際は、職員にご相談ください。
- ・貴重品は、盗難、紛失の恐れもあり、最小限にしてください。

#### 〔金銭〕

- ・金銭の管理は自己責任となります。預かりを希望する場合は、支援相談員にご相談ください。
- ・金銭の貸借は禁止です。

〔迷惑行為〕

- ・騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、みだりに他の入所者の居室に立ち入らないようにしてください。

10. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年4回

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0297-44-2345 内線 20 支援相談員：松井・須賀）

要望や苦情等も、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたしますが事務室前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。

サービス内容への苦情については坂東市・茨城県国民健康保険団体連合会でも相談することが出来ます。

- ・坂東市役所介護福祉課 TEL0297-35-2121
- ・茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課  
介護保険苦情相談室 TEL029-301-1565

13. 損害賠償

当施設は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険名 賠償責任保傷害保険

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、どうぞご請求ください。